

1 診療報酬改正及び薬価基準改定の推移

ア 診療報酬改正・薬価基準改定推移

表・参1

年月日	診療報酬改正 (%)	薬価基準改正 (%)	実質改正 (%)	改正内容
昭和40年11月1日		△0.5%		全面改正(品目5,423)
昭和42年10月1日	7.7%	△10.2%		" (品目6,831)
昭和44年1月1日		△5.6%		" (品目8,076)
昭和45年2月1日	8.8%			深夜加算、入院料改正
昭和45年8月1日	1.0%	△3.9%		全面改正(品目7,684)
昭和47年2月1日	13.7%	△3.9%		入院料、看護料の引上げ全面改正(品目7,236)
昭和49年2月1日	19.0%	△3.4%		診療科、入院、指導料の改正全面改正(品目7,119)
昭和49年10月1日	16.0%			検査料、手術料の改正
昭和51年4月1日	9.0%			X線量改正
昭和53年2月1日	11.5%	△5.8%	9.3%	初診、再診科、入院料改正全面改正(品目13,654)
昭和56年6月1日	8.1%	△18.6%	2.0%	入院料中心に改正全面改正(品目12,881)
昭和58年1月1日		△4.9%	△1.2%	一部改正
昭和58年2月1日	0.3%		0.3%	
昭和59年3月1日	2.8%	△16.6%	△2.3%	指導料等改正全面改正(品目13,471)
昭和60年3月1日	3.3%	△6.0%	1.2%	入院料中心に改正一部改正
昭和61年4月1日	2.3%	△5.1%	0.7%	長期入院、検査等の適性化一部改正
昭和63年4月1日	3.4%	△10.2%	0.5%	
平成元年4月1日	0.1%	24.0%	0.76%	消費税の転嫁
平成2年4月1日	3.7%	△9.2% (△2.7%)	1.0%	医療機関の機能、特質に応じた評価、入院の適正化、在宅医療の推進
平成4年4月1日	5.0%	△8.1% (△2.4%)	2.5%	医療機関の機能・特質に応じた評価、良質な看護サービスの安定的・効率的供給確保、医療サービスの質に応じた評価、技術料重視の観点からの評価、在宅医療の推進
平成5年4月1日				特定機能病院・療養型病床群の制度化
平成6年4月1日	4.8%	△6.6% (△2.1%)	2.7%	診療報酬体系の改革、医療機関の横能・特質に応じた評価、技術の重視、在宅医療の推進、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用・検査の適性化[注]診療報酬改正は、平成6年10月1日実施予定分1.5%を含む
平成6年10月1日				基準看護の見直しと付添看護の解消、基準給食の見直しと食事の質の向上、訪問看護事業などの在宅医療の拡充
平成8年4月1日	3.4%	△2.6%	0.8%	医療施設の機能分担の推進、包括化の拡大、医療技術の適正評価等
平成9年4月1日	1.7%	△1.3%	0.4%	消費税引き上げへの対応、診療報酬合理化への対応
平成9年9月1日				健保法等一部改正に伴い、被用者保険の自己負担割合の増加(1割→2割)老人保健制度の改正、薬剤一部金の導入
平成10年4月1日	1.5%	△9.7% (△2.8%)	△1.3%	老人医療の適正化、長期入院の是正、検査・画像診断の適正化、病衣貸与加算の廃止
平成12年4月1日	1.9%	△7.0% (△1.7%)	0.2%	病院外来機能の明確化、入院基本料の新設(入院環境料、看護料、入院時医学管理料等の統合、簡素化)、薬剤使用の適正化策の拡大と薬剤関連技術の適正評価
平成13年1月1日				老人定率一割負担制の導入 高額療養費と保険料率上限の設定
平成14年4月1日	△1.3%	△6.3%(△1.4%)	△2.7%	診療報酬本体：初のマイナス改定
平成14年10月1日				70歳以上の高齢者定率1割負担(一定以上所得者定率2割負担)
平成15年4月1日				社保2割→3割へ
平成16年4月1日	0.0%	△4.5%(△1.0%)	△1.0%	特定保険医療材料 △0.16%(医療費ベース)
平成18年4月1日	△1.36%	△6.7%(△1.6%)	△3.16%	特定保険医療材料 △0.2%
平成18年10月1日				70歳以上の一定以上所得者定率3割負担 医療療養病床の70歳以上の食住費の自己負担化 高額療養費自己負担限度額の引き上げ
平成20年4月1日	0.38%	△5.2%(△1.1%)	△0.82%	[緊急課題]病院勤務医の負担軽減
平成22年4月1日	1.55%	△5.75%(△1.23%)	0.19%	[重点課題]救急、産科、小児、外科等の医療の再建 病院勤務医の負担軽減

(注) カッコは医療費ベース

2 給与改定の推移

ア 一般職員の給与改定状況

表・参2

年	改善額及び改善率						平均給与月額	
	給料		諸手当等		計		改善前 (円)	改善後 (円)
	改善額 (円)	改善率 (%)	改善額 (円)	改善率 (%)	改善額 (円)	改善率 (%)		
60	(11,831)	(4.64)	(960)	(0.37)	(12,791)	(5.01)		(267,859)
	12,258	4.81	960	0.37	13,218	5.18	255,068	268,286
61	(5,708)	(2.09)	(506)	(0.18)	(6,214)	(2.27)		(279,593)
	5,708	2.09	506	0.18	6,214	2.27	273,379	268,593
62	(3,720)	(1.30)	(405)	(0.14)	(4,125)	(1.44)		(289,952)
	3,720	1.30	405	0.14	4,125	1.44	285,827	289,952
63	(6,098)	(2.07)	(722)	(0.25)	(6,820)	(2.32)		(301,220)
	6,098	2.07	722	0.25	6,820	2.32	294,400	301,220
元	(8,451)	(2.77)	(580)	(0.19)	(9,031)	(2.96)		(312,848)
	8,451	2.77	580	0.19	9,031	2.96	303,817	312,848
2	(10,380)	(3.26)	(482)	(0.15)	(10,862)	(3.41)		(324,643)
	10,380	3.26	482	0.15	10,862	3.41	313,781	324,643
3	(10,678)	(3.21)	(947)	(0.28)	(11,625)	(3.49)		(338,427)
	10,678	3.21	947	0.28	11,625	3.49	326,802	338,427
4	(8,257)	(2.34)	(865)	(0.24)	(9,122)	(2.58)		(350,784)
	8,257	2.34	865	0.24	9,122	2.58	341,662	350,784
5	(6,248)	(1.70)	(967)	(0.26)	(7,215)	(1.96)		(359,959)
	6,248	1.70	967	0.26	7,215	1.96	352,744	359,959
6	(3,953)	(1.04)	(397)	(0.11)	(4,470)	(1.18)		
	3,953	1.04	397	0.11	4,470	1.18		
7	(2,812)	(0.72)	(201)	(0.06)	(3,154)	(0.80)		
	2,812	0.72	201	0.06	3,154	0.80		
8	(3,005)	(0.77)	(225)	(0.06)	(3,320)	(0.85)		
	3,005	0.77	225	0.06	3,320	0.85		
9	(3,145)	(0.80)	(520)	(0.13)	(3,665)	(0.93)		
	3,145	0.80	520	0.13	3,665	0.93		
10	(2,254)	(0.58)	(527)	(0.13)	(2,781)	(0.71)		
	2,254	0.58	527	0.13	2,781	0.71		
11	(875)	(0.22)	(13)	(0.01)	(888)	(0.23)		
	875	0.22	13	0.01	888	0.23		
12	0	0.00	(488)	(0.12)	(488)	(0.12)		
	0	0.00	488	0.12	488	0.12		
13	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
14	△ 6,962	△ 1.77	△ 498	△ 0.06	△ 7,460	△ 1.90	(388,309)	(388,616)
							388,309	388,616
15	△ 3,691	△ 0.96	△ 239	△ 0.07	△ 3,930	△ 1.03	388,309	380,387
16	改定なし							
17	(△ 1,101)	(△ 0.29)	(△ 180)	(△ 0.05)	(△ 1,281)	(△ 0.34)		
18	改定なし							
19	(394)		(327)		(721)	(0.20)	(369,445)	(370,166)
20	改定なし							
21	(△ 612)		(△ 11)		(△ 623)	(△ 0.17)	(361,634)	(361,011)

(注) ()の数字は人事委員会勧告

3 使用料の推移

(1) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例

ア 別表第3(第10条(使用料)関係)

		平成21年1月1日 (施行) 沖縄県条例第50号	平成19年7月20日 (施行) 沖縄県条例第42号
種類	単位	金額	金額
分べん介助料	1件につき	※備考として次のように加える。 備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき30,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。	3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき		
人間ドック料	1人につき		94,500円
予防接種料	1回につき		
死体処置料	1体につき		
死体検案料	1体につき		
受託検査及び受託診断料	1件につき		
薬剤容器料			
手術場使用料	1回につき		3,150円
分べん室使用料	1回につき		分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき		14,700円
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき		点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の105を乗じて得た額
新生児室料	1日につき	—	—
新生児看護料	1日につき	—	—
新生児入院料	1日につき		9,870円
乳児入院料	1日につき		
新生児給食料	1日につき		
外来人工透析受診者食事料	1食につき		
非紹介患者初診加算料	1件につき		4,200円
第二意見相談料	1回につき		初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額(検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、当該合算した額に相当する額に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の105を乗じて得た額
その他の施設及び材料等の使用料			

平成18年4月1日 (施行) 沖縄県条例第22号	平成16年7月30日 (施行) 沖縄県条例第29号	平成14年7月10日 (施行) 沖縄県条例第38号	平成13年4月1日 (施行) 沖縄県条例第15号	平成12年7月21日 (施行) 沖縄県条例第64号
金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
	94,500円以内			
第10条第3項の規定により 契約で定める額				
	3,150円以内			
14,700円以内	10,500円以内		10,000円以内	
		点数表の入院料の基本点 数より算定した額の15パー セント以内		
—	—	—	—	新生児入院料に統合
—	—	—	—	新生児入院料に統合
				9,870円以内
	598円	570円		
		実費相当額		
4,200円以内	1,575円以内			
局長が別に定める額				

		平成12年4月1日 (施行) 沖縄県条例第29号	平成9年6月1日 (施行) 沖縄県条例第16号	平成6年4月1月 (施行) 沖縄県条例第5号
種 類	単 位	金 額	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 96,000円(以下「標準料 金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児増すご とに48,000円を加算して得た 額(以下「加算料金」とい う。)		1 1児出産の場合 80,000円(以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児増すごとに40,000円を加算 して得た額(以下「加算料金」という。)
健康診断料	1回につき			
人間ドック料	1人につき		90,000円以内	
予防接種料	1回につき			
死体処置料	1体につき			
死体検案料	1体につき			
受託検査及び受 託診断料	1件につき			
薬剤容器料				
手術場使用料	1回につき			
分べん室使用料	1回につき			
特別室使用料	1日につき			
入院期間が180 日を超えた日以 後の入院のうち 選定療養に係る 入院の加算料	1日につき			
新生児室料	1日につき			
新生児看護料	1日につき			
新生児入院料	1日につき			
乳児入院料	1日につき			
新生児給食料	1日につき			
外来人工透析 受診者食事料	1食につき			
非紹介患者 初診加算料	1件につき		1,500円以内	
第二意見相談料				
その他の施設 及び材料等の 使用料				

平成4年11月1日 (施行) 沖縄県条例第4号	昭和59年4月1日 (施行) 沖縄県条例第11号
金 額	金 額
<p>3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる率を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額</p> <p>(1) 休日 40パーセント</p> <p>(2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで40パーセント イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までの20パーセント</p>	<p>1 1児出産の場合 60,000円(以下「標準料金」という。)</p> <p>2 2児以上出産の場合 標準料金に1児増すごとに30,000円を加算して得た額(以下「加算料金」という。)</p> <p>3 時間外、日曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)第7条第2項に規定する休日(同項第1号に規定する国民の祝日のうち元日及び同項第2号に規定する休日を除いた休日)が日曜日に当たるときは、その後日において、最も近い休日でない日を含。以下「休日」という。)における出産の場合 次の各号に掲げる率を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額</p> <p>(1) 時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで40パーセント イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分(土曜日にあつては、午後零時30分)から午後10時まで、20パーセント</p> <p>(2) 日曜日及び休日 40パーセント</p>
	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
	70,000円以内
	第7条第3項の規定により契約で定める額
	実費相当額
	実費相当額
	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
	実費相当額
	3,000円以内
分べん介助料の10パーセント	分べん介助料(時間外分べん加算料を含む。)の10パーセント
	6,000円以内
	病院に収容された患者の室料及び寝具料を点数表により算定した額の合計額に相当する額
	病院に収容された患者の看護料を点数表により算定した額に相当する額
	実費相当額
	知事が定める額

(2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程

ア 別表第1(第7条(使用料)関係)

		平成21年1月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第12号	平成20年8月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第10号
種 類	単 位	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき	※備考として次のように加える。 備考 . 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき30,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。	
健康診断料	1回につき		
人間ドック料	1人につき		
予防接種料	1回につき		
死体処置料	1体につき		
死体検案料	1体につき		
受託検査及び受託診断料	1件につき		
薬剤容器料			
手術場使用料	1回につき		
分べん室使用料	1回につき		
特別室使用料	1日につき		
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき		
新生児入院料	1日につき		
乳児入院料	1日につき		
新生児給食料	1日につき		
外来人工透析受診者食事料	1食につき		
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき		
第二意見相談料	1回につき		
薬剤料			
診療材料料			
ネームバンド	1個につき		
避妊リング挿入技術料	1回につき		
避妊リング除去技術料	1回につき		
人工受精料	1回につき		
体外受精料			
(1) 体外受精管理料	1回につき		
(2) 胚移植技術料	1回につき		
死体冷蔵庫使用料	1日につき		
その他の施設及び材料等の使用料			
霊安室使用料			
県立北部病院 駐車場使用料	1台につき		1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円
県立中部病院 駐車場使用料	1台につき		
県立南部医療センター・こども医療センター 駐車場使用料	1台につき		
私物洗濯料			
病衣貸与料	1日につき		
紙おむつ代	1枚につき		
光熱水費			
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき		
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき		

平成20年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第9号 金額	平成19年7月20日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第6号 金額
	3 沖縄県の休日定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
1 7対1入院基本料を算定する場合 2,446円 2 10対1入院基本料を算定する場合 2,047円 3 後期高齢者特定入院基本料を算定する場合 1,459円 4 特別入院基本料を算定する場合 903円 5 特別後期高齢者特定入院基本料を算定する場合 1,249円	1 7対1入院基本料を算定する場合 2,446円 2 10対1入院基本料を算定する場合 1,995円 3 老人特定入院基本料を算定する場合 1,459円 4 特別入院基本料を算定する場合 903円 5 特別老人特定入院基本料を算定する場合 1,249円
	5,200円(検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の105を乗じて得た額
	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額 (1)105,000円 (2)15,750円
	点数表により算定した額に相当する額に100分の105を乗じて得た額

		平成18年4月1日(施行) 沖縄県病院事業局管理規程第1号	平成16年7月30日(施行) 沖縄県規則第46号
種 類	単 位	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき		
健康診断料	1回につき		
人間ドック料	1人につき		1 通院コースA 26,250円 2 通院コースB 31,500円 3 1泊2日コース 52,500円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき		
死体処置料	1体につき		
死体検案料	1体につき		
受託検査及び受託診断料	1件につき		
薬剤容器料			
手術場使用料	1回につき		3,150円
分べん室使用料	1回につき		
特別室使用料	1日につき	特別室S 14,700円、特別室特A 10,500円、 特別室A 7,350円、特別室B 5,250円、 特別室C 2,625円、特別室D 1,575円	特別室特A 10,500円、特別室A 7,350円 特別室B 5,250円、特別室C 2,625円 特別室D 1,575円
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	1 7対1入院基本料を算定する場合2,330円、 2 10対1入院基本料を算定する場合1,900円、 3 老人特定入院基本料を算定する場合1,390円、 4 特別入院基本料を算定する場合860円、 5 特別老人特定入院基本料を算定する場合1,190円	1 一般病棟入院基本料I 群入院基本料I及び老人一般病棟入院基本料Iを算定する場合1,900円 2 老人特定入院基本料を算定する場合1,460円
新生児入院料	1日につき		
乳児入院料	1日につき		598円
新生児給食料	1日につき		
外来人工透析受診者食事料	1食につき		
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院1,575円、2 県立中部病院3,150円、 3 県立南部医療センター・こども医療センター1,575円、 4 県立宮古病院1,050円、5 県立八重山病院1,050円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。	1 県立北部病院1,575円、2 県立中部病院1,575円、 3 県立那覇病院1,575円、4 県立南部病院1,575円、 5 県立宮古病院1,050円、6 県立八重山病院1,050円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき		
薬剤料			
診療材料料			
ネームバンド	1個につき		
避妊リング挿入技術料	1回につき		
避妊リング除去技術料	1回につき		
人工受精料	1回につき		
体外受精料 (1)体外受精管理料 (2)胚移植技術料	1回につき		
死体冷蔵庫使用料	1日につき		
霊安室使用料			
県立中部病院 駐車場使用料	1台につき		
県立中部病院 駐車場使用料	1台につき		1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円
県立南部医療センター・こども医療 センター 駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の病院利用者 1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき100円	
私物洗濯料			
病衣貸与料	1日につき		70円
紙おむつ代	1枚につき		
光熱水費			
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表より算定した額×1.05パーセント	
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額	

		平成12年7月21日(施行) 沖縄県規則第139号	平成12年4月1日(施行) 沖縄県規則第99号	平成9年6月1日(施行) 沖縄県規則第25号
種 類	単 位	金 額	金 額	金 額
分べん介助料	1件につき		1 1児出産の場合96,000円 (以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合標準料金に1児増 すごとに48,000円を加算して得た額 (以下加算料金という。)	
健康診断料	1回につき			
人間ドック料	1人につき			
予防接種料	1回につき			
死体処置料	1体につき			
死体検案料	1体につき			
受託検査及び受託診断料	1件につき			
薬剤容器料				
手術場使用料	1回につき			
分べん室使用料	1回につき			
特別室使用料	1日につき			
入院期間が180日を超えた日以後の 入院のうち選定療養に係る入院の加 算料	1日につき			
新生児入院料	1日につき	9,870円		
乳児入院料	1日につき			
新生児給食料	1日につき			
外来人工透析受診者食事料	1食につき			
紹介がなく来院した患者の初診加算 料	1件につき			1,000円 ただし、緊急その他やむを得ない事情があ る場合並びに県立宮古病院及び県立八重 山病院において受けた初診については、徴 収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき			
薬剤料				
診療材料料				
ネームバンド	1個につき			
避妊リング挿入技術料	1回につき		実費相当額	
避妊リング除去技術料	1回につき		実費相当額	
人工受精料	1回につき		実費相当額	
体外受精料				
(1)体外受精管理料	1回につ き			
(2)胚移植技術料	1回につ き			
死体冷蔵庫使用料	1日につき			
霊安室使用料				
県立中部病院 駐車場使用料	1台につき			
県立中部病院 駐車場使用料	1台につき			
県立南部医療センター・こども医療 センター 駐車場使用料	1台につき			
私物洗濯料				
病衣貸与料	1日につき			
紙おむつ代	1枚につき			
光熱水費				
診療報酬の算定方法に規定する 回数を超えて受けた診療のうち、 選定療養に該当する診療費	1回につき			
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき			

平成6年4月1日(施行) 沖縄県規則第12号 金額	平成4年11月1日(施行) 沖縄県規則第58号 金額
<p>1 1児出産の場合80,000円 (以下「標準料金」という。)</p> <p>2 2児以上出産の場合標準料金に1児増ごとに40,000円を加算して得た額(以下「加算料金」という。)</p>	<p>3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる率を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額</p> <p>(1) 休日 40パーセント</p> <p>(2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の午前5時まで40パーセント イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時までの20パーセント</p>
<p>1 通院コースA25,000円 2 通院コースB30,000円 3 1泊2日コース50,000円</p> <p>ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第7条第2項に規定する点数表により算定した額に相当する額を加算する。</p>	
	分べん介助料の10パーセント相当分

4 手数料の推移

(1) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例 ア 別表第4(第11条(手数料)関係)

表・参5

施行年月日		平成19年7月20日 (施行)	平成16年7月30日 (施行)	平成9年6月1日 (施行)	昭和53年8月1日 (施行)	昭和53年8月1日 (施行)	昭和50年4月1日 (施行)
条例番号		沖縄県条例第42号	沖縄県条例第29号	沖縄県条例第16号	沖縄県条例第23号	沖縄県条例第23号	沖縄県条例第20号
種類	単位	金額	金額	金額	金額	金額	金額
診断書 発行手数料	1通 につき	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内	2,000円以内	1,000円
証明書 発行手数料	1通 につき	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内	2,000円以内	1,000円

(2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程 ア 別表第2(第8条(手数料)関係)

施行年月日 規則番号			平成16年7月30日 沖縄県規則第46号	平成14年7月10日 沖縄県規則第41号	平成9年6月1日 沖縄県規則第25号	昭和60年7月2日 沖縄県規則第32号	昭和59年4月1日 沖縄県規則第16号
種類	区分	単位	金額	金額	金額	金額	金額
診断書 発行手数料	特別診断書	1件 につき	4,200円		4,000円	3,000円	3,000円
	死体検案書	1件 につき	4,200円		4,000円	3,000円	3,000円
	普通診断書	1件 につき	2,100円		2,000円	2,000円	2,000円
	簡易診断書	1件 につき	1,050円		1,000円	1,000円	1,000円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件 につき	4,200円		4,000円	3,000円	3,000円
	普通証明書	1件 につき	2,100円		2,000円	2,000円	2,000円
	簡易証明書(A)	1件 につき	1,050円		1,000円	1,000円	1,000円
	簡易証明書(B)	1件 につき	210円		200円	200円	
	診察券	1件 につき	210円	200円			
			ただし、プラスチックカードの再発行の場合に限る。	ただし、プラスチックカードの再発行の場合に限る。			

表・参6

施行年月日 規則番号			昭和57年7月2日 沖縄県規則第12号	昭和53年7月27日 沖縄県規則第37号
種類	区分	単位	金額	金額
診断書 発行手数料	恩給又は生命保険等の特別診断書	1件 につき	2,000円	2,000円
	健康診断書	1件 につき	1,000円	500円
	普通診断書	1件 につき	1,000円	500円
	死亡診断書	1件 につき	1,500円	1,000円
	死体検案書	1件 につき	2,000円	1,500円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件 につき	2,000円	1,500円
	普通証明書	1件 につき	800円	500円